

2014年度 國學院大學法科大学院

《3月特別法律科目試験》

民事訴訟法

● 注意事項

- 1 試験時間は、13時45分から14時30分までです。
- 2 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 3 解答用紙への記入は、黒もしくは青インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。これ以外のものを使用した場合は、無効となります。
- 4 訂正をする場合は、明確に線で消してください。修正液等は、使用しないでください。
- 5 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の印刷不鮮明等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 6 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入してください。
 - ① 受験番号
 - ② 氏名
- 7 問題の内容に関わる質問については、お答えできません。
- 8 「六法」は、貸与する『ポケット六法』以外使用できません。また、毎試験終了後、『ポケット六法』は回収します。
- 9 解答中に解答用紙を毀損した場合、手を挙げて監督者に知らせてください。監督者の確認後、新しい解答用紙と交換します。
- 10 携帯電話等は、時計としての利用も認められていません。必ず電源を切り、鞆などの中にしまっ、身につけないでください。
- 11 試験開始後、終了まで原則として退室は認めません。
- 12 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。いかなる理由でも解答用紙は、持ち帰ることはできません。
- 13 体調が悪い場合は、手を挙げて必ず監督者に伝えてください。

問 次の事例を読んで、以下の設問に答えなさい。

原告Xは、被告Yに対し、売買代金債権200万円を有すると主張し、200万円の支払いを求める訴えを提起した。これに対し、被告Yは、上記売買代金債権の存在を争うとともに、原告Xに対して貸金債権200万円を有すると主張し、予備的に、上記貸金債権を自働債権として対当額で相殺するとの抗弁を主張した。

審理の結果、裁判所は、原告X主張の上記売買代金債権は180万円存在し、被告Y主張の上記貸金債権は150万円存在すると認定した。

〔設問1〕 裁判所はどのような判決をすべきか。主文を記載してその理由を説明しなさい。ただし、訴訟費用の負担などの付随的な裁判は対象外とする。

〔設問2〕 上記設問1の判決が確定した場合、その判決に生ずる既判力の内容を説明しなさい。